

広島市東区選挙管理委員会告示第 5 号
令和 7 年 6 月 2 日

参議院議員の任期の満了に伴い、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 佐々木 和 宏

1 登録の移替えをしない期間

令和 7 年 6 月 5 日から参議院議員通常選挙の期日まで

2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、参議院議員通常選挙の期日の翌日から行う。